

北海道告示第10116号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成31年2月1日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	住所	
北海道第2113号	炭酸カルシウム肥料	50.0 カーボンブラック入り炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25
北海道第2429号	副産石灰肥料	40.0 粒状副産石灰肥料	アルカリ分 40.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25
北海道第2796号	副産石灰肥料	80.0 粒状副産石灰肥料	アルカリ分 80.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25
北海道第2819号	炭酸カルシウム肥料	8.0 粒状苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 8.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25
北海道第2892号	生石灰	95.0 生石灰	アルカリ分 95.0	該当なし	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25
北海道第2893号	生石灰	85.0 生石灰	アルカリ分 85.0	該当なし	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25
北海道第2894号	消石灰	60.0 顆粒石灰肥料	アルカリ分 60.0	該当なし	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86 番地	H31.1.25